

## 矢掛町公共下水道計画区域外汚水の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町公共下水道計画区域（下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）第3条の予定処理区域をいう。）外の汚水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 区域外流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に申請し、矢掛町公共下水道条例（平成10年矢掛町条例第12号。以下「条例」という。）第32条に規定する特別使用の許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、矢掛町公共下水道計画区域外汚水の流入許可申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

3 申請者以外の者が申請をする場合は、代理人を定めて区域外流入の申請における代理人届出書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(許可)

第3条 町長は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容のほか必要な事項を審査し、相当と認める場合は、汚水の流入及び、条例第4条の規定に基づき、これに必要な下水道施設の設置に係る工事の施工について、必要な条件を付し許可することができる。

(1) 申請者の計画汚水量が、排出先の公共下水道において、その施設能力に支障を及ぼさないこと。

(2) 矢掛町公共下水道本管（入孔を含む。以下「本管」という。）の埋設道路に沿接する土地からの流入、又は町長が特に必要と認めた土地からの流入であること。

(3) 地域の環境が改善されること。

(4) 公共用水域の水質が保全されること。

2 町長は、前項による許可をしたときは、申請者へ許可書（様式第3号）を送付する。

(工事の施工)

第4条 申請者は、前条第1項の許可に係る工事（以下「工事」という。）を施工するときは、工事の着手前に工事着手届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 工事は、矢掛町建設工事請負契約競争入札参加資格に関する規程第4条による建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格において、土木・建築一式工事の認定を受けた者で、町長が適当と認めた者でなければ施工することができない。

(費用の負担)

第5条 申請及び工事に要する費用は、条例第31条の規定により申請者の負担とする。

(工事の完了)

第6条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内（工事完了日を含む。）に工事完了届（様式第5号）を町長に提出し、矢掛町（以下「町」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査は町の検査員が行い、検査を完了したときは、検査調書（様式第6号）を作成し町長へ提出する。

3 町長は、検査調書が提出された場合、申請者に対しその検査結果を検査結果通知書（様式第7号）により通知する。

（施設の寄附）

第7条 申請者は、工事により設置した下水道施設を町へ寄附することを原則とする。

2 町は、前項による寄附の申込があった場合は、下水道施設の寄附に関する取扱要綱に基づき寄附を受け入れるものとする。

（区域外流入に係る流入分担金の納付）

第8条 申請者は、区域外流入に係る分担金として矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年矢掛町条例第13号）第13条に規定する流入分担金を納付しなければならない。

2 前項に規定する流入分担金は、工事完了後すみやかに納付するものとする。ただし、工事完成前に第3条第1項による許可を受けた土地に係る排水設備工事を行う場合は、排水設備確認申請書を提出する前に納付するものとする。

（受益者負担金又は分担金の免除）

第9条 前条第1項による流入分担金を納付した区域が、賦課の対象区域となったときは、当該区域に賦課する受益者負担金を免除する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。